

10. 「協同労働の協同組合」の法制化

「協同労働の協同組合」に法人格を与える法律を制定し、ディーセントワーク（尊厳ある労働）と就労機会の創出を推進する。

(1) 働く人々・市民による就労創出の促進を政策目的とする法律の制定

既存の企業による雇用労働に依存するだけでは、就労機会が得られない、あるいはきわめて不安定な就労を余儀なくされる人々が、自ら就労機会を創出することを促進することを政策目的とする法律を制定する。

(2) 協同労働を通じた、ディーセント・ワークの実現

働く者が同時に出資者・経営者となる（三位一体）しくみを日本で初めて実現し、自らの労働の質と条件を主体的に高め、ディーセント・ワークを実現する。

(3) 労働者・市民の社会連帯による仕事おこしと地域づくり

剰余金の一定部分を組合員に分割しない社会連帯基金として、就労創出・仕事おこし能力の開発・地域福祉の向上に活用するとともに、必要な場合には、従事組合員と共に利用者・賛同する市民が組合員となる「マルチステークホルダー協同組合」を形成し、仕事おこしと地域づくりを推進する。

(4) 市民主体・自治体との協働による新しい公共の推進

公共サービスが民営化される時代に、市民主導による市民のための地域密着型事業にもっともふさわしい仕組みとして、法律でこの組合の設立を保障すると共に、地方自治体は、公共サービスに代りコミュニティに必要なサービスを提供する就労を振興し、これら就労者を支援する団体を育成助成する上で必要な「コミュニティ就労支援条例」（仮称）の整備を行なう。

現在、アメリカ合衆国、EU諸国とは異なり、わが国では、「働く意思のある者が協同で事業を行なうために出資をし、これらの者が協同で経営を管理し、物を生産し、又はサービスを提供する」協同労働の組織に法人格を与える法律がありません。

そのために、私たちは、「協同労働の組織」に関する法律の制定によって、この「組織」に法人格を与える政策的決断を立法府に求めています。



「協同労働の協同組合」の法制化が求めているもの

この法律は、労働者その他の市民が協同労働による事業を行なうための組織に対し法律上の能力を与えること等により、労働者その他の市民による自発的な就労の場の創出活動を推進し、併せてこれらの者による地域社会の発展に貢献する活動の促進を図り、もって国民経済の発展と国民生活の安定に寄与することを目的とする。（「要綱案」第一 総則、一 目的）

参考（生協・企業組合・NPOの目的）

- ・生協 「国民の自発的な生活協同組合組織の発達を図り・・・もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする」（消費生活協同組合法第1条）
- ・企業組合 「中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行なう者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行なう・・・これらの者の公正な経済活動の機会を確保し・・・もって自主的な経済活動を促進し・・・経済的地位の向上を図ることを目的とする」（中小企業等協同組合法第1条）
- ・NPO 「特定非営利活動を行なう団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動を一とする市民が行なう自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする」（特定非営利活動促進法第1条）



協同労働の協同組合とは何か

— 他人に雇用されず、他人を雇用しない働き方を基礎とする協同組合制度 —

雇用されない働き方

他人に雇用されない働き方は、商店街での独立自営業者の働き方や、弁護士、医師や農山漁民など、資産を有し、又は高度に専門的な労働技能を有する人々に見られるものです。

しかし、こういった、他人に雇用されない働き方も、他人を雇用する働き方となる場合があります。お店が繁盛したり、顧客が増えたり、事業が発展する場合です。景気がよければ雇い、悪ければ解雇する。

このように、雇われて働く人は、個々の人間の意思によらない景気によって、その地位が保障されたり奪われたりと不安定な立場に置かれます。

私たちは、労働によって資本も蓄積し、高度な技術も身につけているか、身につけつつありますが、それも仲間との協同によるものであり、自営業者等の働き方となじむものではありません。そのために、共同事業組織を必要としています。

他人を雇用しない協同の働き方

私たちは、仲間とともに資本をもちより起業をしようとする人々と連帯し、支援する立場に立っています。そればかりか、他人を雇用するために起業するのではなく、人間が本来持っている力や、教育・訓練次第で身につけることのできる力を共に発揮することで職場、経営を維持していきたいと願っています。

このためにふさわしい共同事業組織は、わが国の法制度の中には存在しません。この種の共同事業組織は、そこに加わる人々に共通する経済的、文化的、社会的ニーズを、生産、労働、サービスの提供といったことにより、協同した力で実現することを目的とし、協同組合としての事業組織でなければ保証されません。

法制化(法人化)によって得られる効果

■ 働く人々・市民による就労創出の促進を政策目的とする法律の制定

既存の企業による雇用労働に依存するだけでは、就労機会が得られない、あるいはきわめて不安定な就労を余儀なくされる人々が、自ら就労機会を創出することを促進することを政策目的とする法律を制定する。

働きたい、働かなければならない、そんな場合に、他人に雇われるという雇用だけを前提としたのでは働く機会を得られない、若者・障害者・女性・中高年齢者・無技能者にとって、零細であっても事業資金をもちより、力をあわせ、自発的に就労の機会をつくりだす（協同労働による仕事起こし）しくみとなります。



生活協同組合の目的との相違 キーワードは「**就労機会の創出**」です。

■ 協同労働を通じた、ディーセント・ワークの実現

働く者が同時に出資者・経営者となる（三位一体）しくみを日本で初めて実現し、自らの労働の質と条件を主体的に高め、ディーセント・ワークを実現する。

協同労働による仕事起こしは、他人に雇用されない働き方と、他人を雇用しない働き方を、共にめざすものですが、働く者が創る協同組合の原則に基づいて、職場・経営を協同で運営し管理することが保証されます。



企業組合の目的との相違 キーワードは「**労働における協同**」です。

ここでの働き方は、自発的な働き方をめざすものとして、日常的な教育・訓練を不可欠とし、自立・自治・自助・自己責任を価値とするものです。しかし、こういった価値は、働く者どうしの相互連帯、働く者が生きて暮らす地域との社会連帯があって始めて保証され実現されます（協同連帯による個人の独立性・尊厳の実現）。



一般非営利法人の目的との相違
キーワードは「**連帯による働く者の自立**」です。

■ 労働者・市民の社会連帯による仕事おこしと地域づくり

剰余金の一定部分を組合員に分割しない社会連帯基金として、就労創出・仕事おこし能力の開発・地域福祉の向上に活用するとともに、必要な場合には、従事組合員と共に利用者・賛同する市民が組合員となる「マルチステークホルダー協同組合」を形成し、仕事おこしと地域づくりを推進する。

この協同労働の協同組合は、組合が事業で得た剰余の一部を、働く場を創ろうとする人々への支援、起業支援教育、地域福祉の充実に使おうとする、積極的な非営利目的を保証するために積み立てます。この「不分割積立金」は、労働の人間化、地域の人間的再生に貢献する事業経営を保証し、連帯の価値を再発見し、協同の精神を社会に普及するものです。



改正会社法の目的との相違 キーワードは「人格的結合体」です。

■ 市民主体・自治体との協働による新しい公共の推進

公共サービスが民営化される時代に、市民主導による市民のための地域密着型事業にもっともふさわしい仕組みとして、法律でこの組合の設立を保障すると共に、地方自治体は、公共サービスに代りコミュニティに必要なサービスを提供する就労を振興し、これら就労者を支援する団体を育成助成する上で必要な「コミュニティ就労支援条例」（仮称）の整備を行なう。

地方自治体は、夕張の財政再建団体指定に象徴される連鎖倒産の危機に直面しています。この事態は、国と地方の間の垂直的な財政調整の不備を示すものですが、住民に必要なサービスを切り詰める根拠にはなりません。福祉の充実こそが地域社会の持続的発展の鍵だからです。


このような時代に、生存権・発達権等の基本的人権を労働者・利用者・市民の参加で実現する、「新しい公共」を担う形態として協同労働の協同組合の設立を法的に保障すると共に、地方自治体において「公共サービスに代るサービスを提供するために協同して従事し、又は事業に必要な資本を出資し、並びに協同してコミュニティ事業を経営及び運営する個人又は団体（それに準ずるものを含む）により構成される団体」（コミュニティ就労支援条例・要綱案、第二）である、コミュニティ事業者の事業を支援するために条例整備が必要です。

営利を目的とせず、地域福祉の充実のために不分割積立金を積み立て、積極的に使う等のコミュニティ就労者の団体要件を定めるとともに、就労の企画・実施計画の作成段階から就労支援を目的とする基金への出資などの基盤整備のほか、当該事業者と結ぶ契約において公正労働基準を確保し労働の社会的保護を保障するなどの規定をおくことを要望するものです。



コミュニティへの関与（ICA第7原則）を重視する協同組合

キーワードは、「地域住民の連帯・協同に基づく新しい公共」です。



既存の法人の仕組みでは、なぜ不都合があるのか

—— 企業組合法人 ——

企業組合法人は、「他人に雇用されない」組合員の共同事業組織です。しかし、「他人を雇用する」ことによって組合員が資本を蓄積し、経営のノウハウをつちかう仕組として役立ってきました。営利企業の仕組の上に協同組合の仕組が上乘せされたもので、これは、組合の事業に参加する人々の「力を共に発揮する」仕組にはなりません。

—— 「NPO」法人 ——

現行の「NPO」法人は、「そこに加わる人々に共通する経済的、文化的、社会的ニーズを協同した力で実現することを目的とする」ものではなく、社会貢献を目的とし、協同事業組織の仕組を欠いています。私たちは労働を通じて社会参加し、地域社会が必要とするニーズを充たす事業に従事しますが、社会貢献活動としてそれを行なうものではありません。

—— 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」 ——

公益法人法制度改革関連法案が成立しました。これを非営利基本法として意義づけることができれば、協同労働の協同組合を、非営利の協同事業組織として、その個別法で設計することが可能であるかに思われます。

ところが、各種の公益事業法人に関する法律を一括しただけのもので基本法にあたりませんし、不特定多数の者の利益を実現するという公益の範囲内で非営利性を意味づけただけです。これでは、新旧の協同組合の仕組と相容れません。また、働く者が事業経営を行なう仕組とも無縁です。

—— 当たり前の市民として暮らすには ——

こういった点を離れて考えてみても、協同労働の仕組が非営利法人法で設計できないことは、上に述べたように、その団体のアイデンティティの違いからして自明です。

協同労働の協同組合は、地域社会の利益ともなる・組合員の利益の促進を基本とし、非営利法人は、非組合員の利益に挙げて奉仕するものです。働きたい、働かなければならない人々にとって、その所得を形成することを棚上げして、社会に奉仕することはできません。無業者、障害者、高齢者、女性など「社会的に不利な立場に置かれている人々」にとって、積極的に社会に参加する通路として、普通に働き所得を得ることが大事なことからです。

協同で働く機会を創り上げ、普通の市民として生きるための仕組が、この協同組合です。